天使大学同窓会奨学金貸与規程

（目的）

第１条　天使大学学部及び大学院に在学している学生に対し、経済的支援を行い、もって天使大学における人材育成に寄与することを目的として、天使大学同窓会（以下、「同窓会」という。）に奨学金貸与制度を置く。奨学金は、授業料の一部として貸与するものである。

（奨学金の運営管理）

第２条　同窓会は、同窓会奨学金運営委員会を置き、本制度の管理運営に当たる。

２　本委員会は、同窓会長、副会長２名、事業部理事２名をもって構成する。

（奨学生の認定）

第３条　次の各号に該当する者の中から、同窓会奨学生選考委員会（以下、「選考委員会」という。）の議を経て、天使大学同窓会会長（以下、「同窓会長」という。）が奨学金を貸与することが適当と認めた者を奨学生に認定する。

（１）同窓会会員、もしくは同窓会入会金を納入している在学生

（２）経済的支援を必要とする者

（３）天使大学看護栄養学部において２年次以上の在学生

（４）天使大学大学院助産研究科、看護栄養学研究科において２年次以上の在学生

（選考委員会）

第４条　選考委員会は、同窓会長、副会長２名及び大学教員若干名をもって構成する。

２　選考委員会の委員長は、同窓会長をもって充てる。

３　選考委員会は、応募期間締切日から10日以内に開催し、審査する。

（選考基準）

第５条　申請者のうち、次の各号に該当する事項を満たす者の中から、採用を認定する。

（１）心身ともに健康で成業の見込みがあること

（２）申請前年度成績において、学部学生は修得単位のうち80％以上がA～Cの評定であること

（３）申請前年度成績において、大学院生は修得単位のうち80％以上がA又はBの評定であること

（奨学金の貸与方法及び額）

第６条　奨学金貸与額は、授業料の一部として年額30万円とする。

２　貸与回数は、在学中１回限りとし、無利子とする。

（奨学生の採用数）

第７条　奨学生の採用数は、毎年学部学生４名及び大学院生２名の計６名とする。

（奨学金の申請方法）

第８条　奨学金の申請は、同窓会広報、天使大学事務局、天使大学入学案内を通じて広く関係者に周知し、募集する。

２　申請書提出の窓口を、天使大学同窓会に置く。

３　申請期間は、奨学金の貸与を希望する年度の７月１日～７月 15 日までとする。

４　申請者は、次の書類を同窓会長に提出しなければならない。

（１）同窓会奨学金申請書（様式１）

（２）出願理由書（800 字以内）（様式２）

（３）単位成績証明書

（４）推薦書（様式３）

（５）家計収入を証明する書類（本人又は学費支弁者の前年度源泉徴収票又はこれと同等と認めた収入関連の書類）

なお、前年度と大きく異なる経済的事情が発生した者は、これを証明する書類（理由書又は退職辞令等）を添付する。

（奨学生の決定及び通知）

第９条　奨学生の公募は年１回とし、応募した者を選考委員会において審査し、決定する。

２　前項により採用を決定した者に対して、奨学生採用決定通知書を交付する。

（奨学生の手続）

第 10 条　奨学生に採用された者は、１ヶ月以内に次の書類を同窓会長に提出しなければならない。

（１）誓約書（様式４）

（２）返還計画書（様式５）

（奨学生採用通知及び奨学金振込）

第 11 条　誓約書と返還計画書に不備のないことを認めた時点で、同窓会は、天使大学に奨学金貸与者を通知し、振込手続きを行うものとする。

２　貸与する奨学金は、毎年度後期の授業料納入期限までに振り込む。

３　同窓会は振込後、速やかに本人に対し、振込証明書（複写）を送付する。同窓会及び本人は、証明書を貸与金の返還完了まで保管する。

（保証人）

第 12 条　保証人は、両親若しくはこれに代わる者とする。

２　保証人が欠けたとき又はその他の事情により保証人の変更を求める場合は、新たな保証人を定めて同窓会長に届け出なければならない（様式６）。

（休学・退学の場合）

第13条　当該年度の奨学金貸与の決定後に休学又は退学したときは、直ちに同窓会長に届け出なければならない。ただし、奨学生本人が疾病などのために届け出ることができないときは、保証人が代わって届け出なければならない（様式７）。

２　前項届け出が授業料の振り込み前にあった場合は、直ちに貸与を取り消す。

３　奨学金貸与後に退学したときは、直ちに返還しなければならない。

（卒業・修了の届出）

第14条　奨学生は、学部卒業あるいは大学院修了が認定された時点で、同窓会長に卒業・修了を届け出なければならない（様式７）。

２　奨学生は、卒業あるいは修了時、及び返還期間中に、以下に関する変更があった場合は同窓会長に変更届（様式６）を提出しなければならない。

（１）奨学生本人の氏名

（２）奨学生本人の住所

（３）保証人の変更

（４）保証人の住所

（奨学金の返還）

第15条　奨学金は、次により返還しなければならない。

（１）返還金額は、奨学金の全額とする。

（２）奨学金の返還は、学部卒業あるいは大学院修了後６ヶ月以内に開始し、４年を限度に返還を完了しなければならない。

（３）返還方法は、奨学金の返還計画によるものとする。

（４）返還方法は銀行自動引落とし、返還開始期限内に同窓会指定の銀行口座に自動引落による振込手続きを行わなければならない。

２　返還計画を変更する場合は、奨学金返還計画変更願（様式８）を同窓会長に提出し、その承認を得なければならない。

３　返還期間中に、返還者の氏名、住所、返還計画等のいずれかの変更、あるいは返還者の変更が生じたときは、速やかに同窓会長に報告し、必要な手続きを取らなければならない。

（返還期間の猶予）

第16条　返還期間中に、次の号の一に該当する場合は、奨学金返還猶予願（様式９）を同窓会長に提出し、奨学金返還の猶予を相当期間受けることができる。

（１）災害又は疾病により返還が困難であるとき

（２）その他やむを得ない事由により返還が著しく困難なとき

（保証人による返還）

第17条　奨学金貸与者に返還の意志が認められない場合は、保証人が奨学金返還の債務を

負わなければならない。ただし、奨学金貸与者が死亡又は高度な障害により返還不能となった場合は、この限りではない。

（返還の完了）

第18条　同窓会は、奨学金の全額返還をもって、返還完了の通知を本人に行うものとする。

（規程の改廃）

第19条　この規程の改廃は、奨学金運営委員会及び同窓会理事会の議を経て、同窓会総会において決定する。

付帯事項

奨学金貸与制度の庶務管理は、同窓会事務局の専任職員が担当する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年6月12日から施行する。

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附：様式一覧

様式1：天使大学同窓会奨学金申請書

様式2：出願理由書

様式3：推薦書

様式4：誓約書

様式5：奨学金返還計画書

様式6：変更届（本人・保証人）

様式7：卒業・修了・休学・退学届

様式8：奨学金返還計画変更願

様式9：奨学金返還猶予願